

日立市排水設備指定工事人（指定・登録更新）申請について

1. 工事人の指定基準

- (1) 営業所ごとに、茨城県下水道協会において排水設備主任技術者の登録を受けている者（以下「主任技術者」という。）を選任していること。ただし、県内の他の営業所と兼任することを妨げない。
- (2) 県内に営業所等を有すること。
- (3) 排水設備工事に必要な設備及び器材を備えていること。

2. 申請に必要な書類

- (1) 日立市排水設備指定工事人（指定・登録更新）申請書〔様式第1号〕
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請者（法人の場合は代表者）が、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類（身分証明書）
- (4) 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し（本市に住所を有する者を除く）又は在留カード若しくは特別永住者証明書の写し及び経歴書
- (5) 法人の場合は、登録事項証明書原本及び定款の写し
- (6) 営業所等の平面図及び写真並びに付近見取図
- (7) 排水設備主任技術者選任名簿（新規・解除）、主任技術者証の写し及び所属を確認できるものを3つの中から1つ
- (8) 排水設備工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

※ (3) の身分証明書とは、本籍地のある市町村が発行する書類。

※ (6) の写真は、営業所等の看板も併せて添付して下さい。

※ 排水設備工事に必要な設備及び器材の写真と(8)は、対になるように揃えて下さい。

※ 以上の書類をA4ファイルに綴じ、タイトル及び社名を明記して提出して下さい。

3. その他

- (1) 申請時に登録・更新手数料（10,000円）の納入通知書を発行しますので、納期限までに指定金融機関へ納入して下さい。
- (2) 申請は随時受付ます。（毎月20日締切、翌月1日付け指定）
- (3) 受付時間は、8時30分から12時00分まで、13時00分から17時15分までとなっております。（土日祝祭日は除く）
- (4) 田尻町以北については、日立・高萩広域下水道の区域になりますのでご注意下さい。

4. 提出及び問合せ先

日立市企業局上下水道部下水道課

日立市助川町1-1-1

TEL 0294-22-3111（内線627、628）

FAX 0294-22-4915